

**事業場ごとの“新しい働き方様式”の確立に向けた
「広島県 新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」の作成について**

令和2年5月13日
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

広島県においては、令和2年5月9日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置の変更について」により、業界団体等が策定した感染防止対策に基づく取り組みを徹底することが一部の対象施設に要請されています。この要請は、令和2年5月5日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」における「3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請(休業への協力要請)(法第24条第9項)」に基づくものですが、職場での新型コロナウイルス感染症予防策は、緊急事態解除宣言がなされたのちにも、全ての事業場において長期間にわたって推進されていく必要があります。また、感染症のまん延の状況や新たな科学的知見等に応じて更新されていく必要があります。職場での新型コロナウイルス感染症予防策の検討にあたっては、職場の実状にあった効果的な対策を同定し、今すぐ実施すべきものから速やかに実行し始めることが重要です。「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」はこのような観点に立って、参加型職場環境改善の手法に則って開発されたもので、職場にあった対策を選び、優先度をつけるためのものです。

各事業場においては、同シートを活用して職場にあった新型コロナウイルス感染症予防策を策定するとともに、直ちに取り組みを開始してください。事業者、従業員が一体となって、職場の実態に即した実行可能な計画の立案をお願いいたします。

- 職場における新型コロナウイルス感染症安全職場対策の第一歩として、「職場での新型コロナウイルス感染症対策の考え方と対策例」（資料1）を参考にして、「新型コロナウイルス感染症安全職場対策シート」（資料2）を策定してください。
- 策定にあたっては、職場の実状が反映されるよう、可能な限り事業場単位での検討を行ってください。

資料1 職場での新型コロナウイルス感染症対策の考え方と対策例

資料2 新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート

参考 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（厚生労働省）

資料 1

職場での新型コロナウイルス感染症対策の考え方と対策例

1. 基本的な考え方

職場における新型コロナウイルス感染症対策は3密（密閉、密集、密接）の回避が基本です。密集・密接対策としては濃厚接触（1メートル以内かつ15分以上の接触）を避けることが、密閉対策としては換気（2方向の窓を1回、数分間程度、毎時2回全開に、あるいはビル管理法に基づく空調基準を満たす）が特に重要です。また新型コロナウイルス感染症は無症状でも感染している可能性があるため、飛沫防止のためにマスクを着用することが重要です。また、新型コロナウイルス感染症は手を介して接触感染するため、こまめな手洗いが極めて重要です。

【対策の3本柱】

- ① 密閉・密集・密接にならない働き方
- ② マスク着用(飛沫感染防止)
- ③ こまめな手洗い

2. 働き方の違いによる取組の例

実際の対策検討においては【対策の3本柱】に加え、個人（従業員・利用者）と職場が行うこと（対策の策定と対策を遵守する仕組みの整備等）を分けてシンプルに示すことが重要です。それぞれの従業員の働き方を考えながら、以下の取り組み例を参考に各事業場における対策を検討しましょう。

(全般的な対策例)…従業員向け

- 対策責任者・担当者を決め、緊急事態制限等に伴って業種ごとに指定された対策を実行する
- テレビ会議等の活用によりテレワーク（在宅勤務）を推進するとともに出張を減らす
- 時差通勤、自動車・自転車通勤を許可する
- 職場では、人ととの距離を1メートル以上保持する（マスクは着用）
- 距離の確保が困難な場所ではビニールシート等で仕切りを設ける
- 対面での会話はできる限り15分以内にする
- 換気に努める（例：出来る限りすべてのドアを開放しておく）

- 換気の悪い密閉空間を閉鎖する（例：喫煙場所）
- 社員食堂等の座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる
- 複数の人の手が触れる物品や場所は界面活性剤を含む住居用洗剤（台所用、浴室用など）かアルコール（70～80%）を用いて清拭または洗浄する（例：朝出勤時、昼食後等）
- 同じ空間に上司、同僚、顧客等の他者がいる時はマスクをする
- 出勤時、外出帰着時、食事の前には必ず石鹼で手を洗う
- 発熱（37.5度以上）、倦怠感、咳などの症状があるとき、体調が悪いときは出勤しない
- 風邪症状がでたものの新型コロナウイルス感染症と診断されなかった場合は、症状出現後8日を経過し、かつ服薬なしの状態で症状消失後3日間を経た後に公社する
- 症状出現時に安心して休めるよう休暇等の制度を従業員に周知する

（全般的な対策例）…利用者・顧客向け

- 対策責任者・担当者を決め、緊急事態制限等に伴って業種ごとに指定された対策を実行する
- 混雑を予防する（例：混雑時間帯の掲示、マスクは開店時には販売しない、チラシを作成しない等）
- 利用者が石鹼で手を洗える、あるいは手指消毒できる環境を整える
- 一定間隔を空けた待機を促すサインを床などに設置する
- 接触の少ない商品販売方法を検討する（バラ売りをやめパック詰め販売とする等）
- 座席数を削減し、顧客が向き合って座らない形に配置する
- レジ等の前に透明の間仕切りを吊り下げ、飛沫の飛散を防ぐ
- キャッシュレス決済やコイントレーの使用を励行する
- 換気に努める（例：出来る限りすべてのドアを開放しておく）
- 3密（密閉・密集・密接）空間を閉鎖する（例：喫煙場所）
- 定時に手すりなどをアルコール消毒する
- インターネット等で注文を受け付ける
- テイクアウトやドライブスルー方式での受け取り、デリバリーサービスを提供する
- 妊婦や高齢者等が優先的に来店できる時間帯を設ける
- 取り組みを店頭やHP等に掲載する

(対策の枠組み)…職場・事業場ごとの“新しい働き方様式”的確立に向けて

	従業員	利用者
3密にならない		
マスク着用（飛沫感染防止）		緊急事態宣言等に基づく対策 職場ごとの自主的な対策 特定集団（例：業務内容・高齢者）への配慮 対策を遵守する仕組み
こまめな手洗い		

3. 新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シートについて

職場の状況は多様であり、一律の対策を当てはめることは困難です。計画・対策の立案にあたっては、新型コロナウイルス感染症予防の基本的な考え方（【対策の3本柱】）にもとづいて従業員同士の意見交換のもと職場の実状にあった効果的な対策を同定し、今すぐ実施すべきものから速やかに実行し始めることが重要です。「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」はこのような観点に立って開発されたもので、その特徴として職場で行う対策を抜け落ちなくすべてチェックするものではなく、職場にあった対策を選び、優先度をつけるためのものです。まず、例示されている対策案のなかから職場にあったものを選択しましょう。そのうえで、重点的に取り組むものを選び、対策の内容を職場の実状に合わせて具体的に記載しましょう。

4. 職場での新型コロナウイルス感染症対策例

事業所毎の新型コロナウイルス感染症対策を検討するうえでのヒントとして、これまでに検討された対策例を紹介します。職場の実状に合わせて対策内容を選択・改編し、有効な対策に着実につなげましょう。

(運輸業)

1) 従業員の健康管理

- 点呼時及び定時連絡時に、日々の検温、風邪症状の有無を確認する
 - 改善基準告示を遵守し、長時間労働を避け、睡眠・休息時間を十分確保する
- #### 2) 点呼時

- アルコールチェッカーは携行型など1人専用の物を用いる。据え置き型を共用する場合は、マウスピースは毎回交換する。
- 3) 受け渡し・荷役作業時の対策
 - 荷役のパレット化、省力・アシスト機器の活用により作業負荷（呼吸換気量）を下げる
 - 複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取つて行う
 - 手洗いが困難な場合は、荷役作業時に使い捨ての手袋を使用する方法も検討する
 - 商品の受け渡し方法について、相手先と事前相談し、非対面受け取り対応（いわゆる「置き配」）を行う
- 4) 休憩時の対策
 - 可能な限り飲食店ではなく、車内や宿泊する個室で食事を摂る
 - 飲食店で食事を摂る場合は、他人との距離を取る（混んでいる店は避ける）
- 5) 共用を避けることと共用器具の消毒
 - できるかぎり1車1人制とする
 - 始業前、終業時にハンドル、チェンジレバー、ドアノブ、端末のボタンなど手で触れる頻度の多いところをアルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる拭き取り消毒を行う

(製造業)

- 事業所長を対策責任者、産業医・産業保健職・衛生管理者等を対策担当者に選任する
- 製造部門とオフィス部門の対策は区別して検討し、推進する。
- 入構前教育に新型コロナウィルス感染症対策の内容を含める
- 定常の作業用保護具に加え、職場感染予防のためのマスクも配布する
- 朝礼・点呼は可能な限り少人数、短時間で行う（マスク着用）
- 発注元企業は協力企業の取り組みを支援し、対策を一体的に推進する
- 協力企業用の休憩所の3密を解消する

(コールセンター)

- マイク・マウス・キーボードカバーは共用をやめて個人専用とする
- 各従業員が使う席を固定する（接触感染リスク低減、濃厚接触者特定対策）

(小売店舗)

- 1) 顧客の感染予防

- レジ待ちスペースの床に距離を空けてもらう目安になるサインを設置する
 - レジ前に透明の間仕切りを吊り下げ、飛沫の飛散を防ぐ
 - 接触機会削減のため、現金手渡しを避け、コイントレーの使用を励行する
 - 定時に買物カートのハンドル部分や手すりなどをアルコール消毒する
 - 惣菜のバラ売りを取りやめ、パック詰めや袋詰めなどに変更して販売する
- 2) 混雑の緩和
- 開店直後等の混雑や混乱の緩和を図る（例：マスクは開店時には販売しない旨を告知する）
 - 売場の混雑回避と商品供給の安定化を図る観点からチラシを作成しない
 - 混雑時間帯を掲示してオフピークタイムでの買い物を呼びかける
- 3) 高齢者等への配慮
- 妊婦や高齢者等が優先的に買い物できる時間帯を設ける
 - インターネット等で予約注文を受け付け、店の駐車場等でドライブスルー方式で注文商品を受け取れる仕組みを採用する
 - 移動販売を開始する
 - 地元のタクシー会社等と共同で買物代行サービスを開始する
- 4) 従業員へのケア
- 無理な要望に事業所として組織的に対応できる連絡体制を構築する（品薄等により顧客からの過剰な要求に追われるケースを想定）
 - モチベーションを維持するための対策を検討する

（飲食店）

- 1) 顧客の感染予防
- 座席数を減らす（1席ずつ間隔を空けて座るよう掲示する）
 - 座席配置は対面を避ける
 - 店内でも料理等を待つ間等はマスクを着用するよう顧客に呼びかける
 - 利用制限時間を掲示し、店内に長居をしないよう呼びかける
 - テイクアウトやデリバリーサービスを提供する
 - インターネット等を通じた非対面型オーダーを受け付ける（飛沫感染予防）
 - 電子決済を採用して非対面型の配送（いわゆる「置き配」）を行う
- 2) 従業員の感染予防
- 従業員はマスク着用し、出勤前に連日、健康チェックを行う
 - 従業員は日頃からの衛生管理を励行する

* 広島県ホームページ

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-level-change.html>) には
以下の業界団体等が策定した感染防止対策を掲載中です。

- (大学・学習塾等) 指定自動車学校から感染者を出さないための対応
- (博物館等) 博物館等の開館に向けた考え方について
- (劇場等) 映画館・劇場の営業再開に向けた感染予防対策について
- (商業施設) ペット美容室における感染防止対策

5. 引用

本書は以下の資料等を参考にして作成されました。

- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（厚生労働省）
- 職場改善のためのヒント集（平成14～16年度厚生労働科学研究労働安全衛生総合研究費「職場環境などの改善方法とその支援方策に関する研究」）
- 企業向け新型コロナウイルス対策情報（産業医有志グループ/東京商工会議所HPより）<https://www.tokyo-cci.or.jp/kenkokeiei-club/covid-19/>
- 小売店舗における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための取組事例紹介（公益財団法人 流通経済研究所）<https://distribute-dei-taisaku.jp/>

資料2

広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート（従業員版）

事業場名_____ 業種_____
 住所_____ 電話_____
 対策責任者/担当者_____ 策定/更新日_____

* 対策責任者/担当者は必ず選任

本事業場で取り組む対策：「はい」または「いいえ」のいずれかをチェック

番号	対策案（内容は職場に合わせて改編可）	はい	いいえ
1.	テレワーク在宅勤務・出張削減・テレビ会議の利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2.	時差通勤、自動車・自転車通勤を許可する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3.	職場では人と人との距離を1メートル以上保持する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4.	距離の確保が困難な場所ではビニールシート等で仕切りを設ける	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.	対面での会話はできる限り15分以内にする	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6.	換気に努める（出来る限りすべてのドアを開放しておく）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7.	3密（密閉・密集・密接）空間を閉鎖する（例：喫煙場所）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8.	社員食堂等の座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9.	複数の人の手が触れる物品や場所を消毒する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10.	同じ空間に上司、同僚、顧客等の他者がいる時はマスクをする	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11.	出勤時、外出帰着時、食事の前には必ず石鹼で手を洗う	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12.	発熱、倦怠感、咳等の症状があれば出勤しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13.	風邪症状がでたものの新型コロナウイルス感染症と診断されなかつた場合は、症状出現後8日を経過し、かつ症状消失後3日間を経た後に出社する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14.	症状出現時に安心して休めるよう休暇等の制度を従業員に周知する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15.	その他：	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16.	その他：	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記のうち重点的に取り組む対策

例)	番号（6）	日直を決めて2方向の窓を毎時二回、3分間全開にする
	番号（　）	
	番号（　）	
	番号（　）	

資料2

広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート（利用者版）

事業場名_____ 業種_____

住所_____ 電話_____

対策責任者/担当者_____ 策定/更新日_____

* 対策責任者/担当者は必ず選任

本事業場で取り組む対策：「はい」または「いいえ」のいずれかをチェック

番号	対策案（内容は職場に合わせて改編可）	はい	いいえ
1.	混雑を予防する（例：混雑時間帯掲示、チラシ作成中止等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2.	利用者が石鹼で手を洗える、手指消毒できる環境を整える	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3.	一定間隔を空けた待機を促すサインを床などに設置する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4.	接触の少ない商品販売方法を検討する（パック詰め販売等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.	座席数を削減し、顧客が向き合って座らない形に配置する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6.	レジ等の前に透明の間仕切りを吊り下げ、飛沫の飛散を防ぐ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7.	キャッシュレス決済やコイントレーの使用を励行する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8.	換気に努める（出来る限りすべてのドアを開放しておく）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9.	3密（密閉・密集・密接）空間を閉鎖する（例：喫煙場所）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10.	定時に手すりなどをアルコール消毒する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11.	インターネット等で注文を受け付ける	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12.	テイクアウト・ドライブスルー・配達型サービスを提供する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13.	妊婦や高齢者等が優先的に来店できる時間帯を設ける	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14.	取り組みを店頭やHP等に掲載する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15.	その他：	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16.	その他：	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 上記のうち重点的に取り組む対策

例)	番号（12）	キャッシュレス決済により置き配でのデリバリーサービスを開始
	番号（　　）	
	番号（　　）	
	番号（　　）	

(参考) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

安全衛生委員会／衛生委員会資料 : 令和2年 月

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項目	確認
1 感染防止のための基本的な対策	
(1) 咳エチケットの徹底について	
・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(2) 手洗い等の徹底について	
・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認	
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4) その他の対策について	
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
2 クラスターの発生防止のための対策	
(1) 基本的な対策	
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

(3)多くの人が密集する場所の改善	
・在宅勤務・テレワークを推進している。	はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
・喫煙場所の利用を制限している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4)近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(※)」や最寄りの相談先を全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応	
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の把握	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接觸した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応	
・濃厚接觸者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接觸者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31版